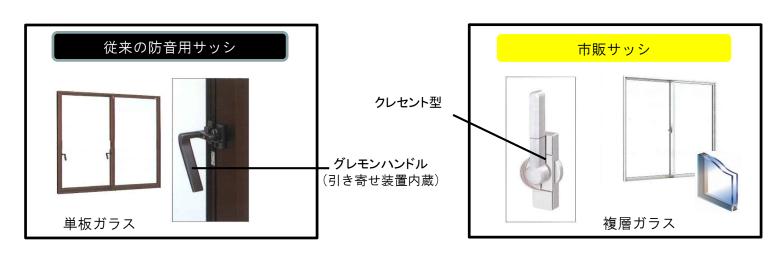
工事の概要

今後の区域見直しに当たっては新たな評価指標Ldenに切り替わること、新たな工事対象となる住宅については、 外郭防音工事で実施すること等を踏まえ、工事内容を見直す必要があるところ、以下のとおりとする。

■ 建 具・・・市販防音サッシを導入

区分	現工法		区域見直し後の工法	
居室	I工法	I 工法サッシ・単板ガラス 5 mm	LI工法	市販防音サッシ(T-2サッシ)・複層ガラス ¬
居室以外		(一部施工)Ⅱ工法サッシ・ <mark>単板ガラス5mm</mark>		市販防音サッシ(T-1サッシ)・ <mark>複層ガラス</mark> 〜 ※
居室	Ⅱ工法	Ⅱ工法サッシ・単板ガラス5mm	LII工法	市販防音サッシ(T-1サッシ)・複層ガラス
居室以外		未施工		市販防音サッシ(等級2)・複層ガラス

- ※複層ガラスについては、工法区分によりガラス及び空気層の厚さの構成が異なる。
- 空調機器・・・居室、事務所・店舗部分に設置可能とし、台数の上限は従来の I・ II 工法と変わらず。
 - ※工法区分や居室数等により上限数は異なる。また、既設の冷暖房機器が設置されている場合、現行基準のとおり補助対象外。
- 壁・天井・・・居室部分:吸音材等の施工内容は、従来のI工法、II工法と変わらず。 居室以外:既存のまま。
- 防音区画・・・事務所・店舗併用住宅においても、事務所・店舗部分と居室を行き来できる場合は、廊下など居室以外の部分 (ユーティリティー)と違いはないため、防音区画に含める。



区域見直し後の住宅防音工事の内容

別紙2/2

